

2013年4月3日

mail ニュース

No.16・通巻291

# 自治労連 都庁職

自治労連都庁職員

労働組合

発行人 風間隆行

TEL 03-5381-0250

## 都知事宛に春闘要求を提出

自治労連都庁職は3月18日、交渉組織都庁職の東京都に対する春闘要求書提出に際して同席し、「自治労連都庁職2013年国民春闘要求書」を提出しました。

自治労連都庁職は伊藤副委員長が都知事宛「要求書」を手交し、次の通り発言しました。

### 2013年国民春闘要求 伊藤副委員長・発言骨子

自治労連都庁職副委員長の伊藤です。本日は、自治労連都庁職の立場から「春闘要求」に関わり、要請させていただきます。

デフレ不況からの打開が大きな課題となっていますが、安倍首相の「アベノミクス」なる経済対策は、「大企業の業績が良くなれば、やがては報酬や雇用の拡大に還元される」とう従来の成長戦略を基本としたもので、その効果については疑問を持たざるを得ないものです。それでも、報酬引き上げの必要性を認め、経済団体に要請を行いました。財界・大企業の対応は、ベースアップはもとより、定期昇給すら延期・凍結もありうるとし、「短期的かつ一時的な企業業績は賞与・一時金に反映させる」という従来の姿勢と全く変わるものではありませんでした。

13日に出された民間大手の回答では、一時金や賞与で、一部企業での「満額回答」をはじめ、軒並み昨年を上回る回答になっていますが、ベースアップはありませんでした。今日のデフレ不況の最大の要因は、労働者の賃金が減り続けていることにあり、特に、非正規雇用が増えていることに対し、厚生労働省の2012年度版「労働経済白書」では、「雇用者所得の低下を通じて消費を押し下げる要因」と指摘しています。非正規雇用労働者の多くは、一時金も定期昇給もなく、財界・大企業の回答では、生活改善に結びつくものとはなりません。

しかも、安倍内閣は、報酬引き上げの必要性を認めながら、一方では、地方公務員に対する国に準じた賃金削減を要請するとともに、消費税の引き上げ、扶助基準の引き下げなど生活保護の改悪をはじめとした社会保障の更なる給付の切り下げに固執するなどデフレ脱却に向けた労働者・国民の消費購買力の回復に逆行する政策を推進する姿勢を表わにしています。

自治労連都庁職は、デフレ不況打開に向け、2013年春闘で、すべての労働者の賃上げと労働条件の改善、雇用の確保、社会保障の拡充など労働者・国民生活の向上をめざして取り組みを進めています。

都においても、国に準じた都職員の賃金削減を行うことなく、とりわけ、賃金水準悪化の大きな要因であり、東京都でも増えている臨時・非常勤職員の均等待遇を基本とした賃金・労働条件の改善、住民の福祉の増進という自治体本来の役割を果たす都政運営により都民と職員生活改善を図るよう要請いたします。

<自治労連都庁職2013年国民春闘要求書>

2013年3月18日

東京都知事  
猪瀬 直樹 様

自治体労働組合総連合東京都庁職員労働組合  
執行委員長 高柳 京子

## 自治労連都庁職2013年国民春闘要求書

貴職におかれましては、東京都政の発展と都民生活の擁護にご尽力されていることに敬意を表します。

自治労連都庁職は、労働者・国民の生活向上によるデフレ不況打開に向け、賃金の引上げをはじめ安定した雇用の拡大や社会保障制度の拡充を求め、職場・地域から2013年春闘の闘いを進めています。

安倍首相の経済政策では、デフレ不況打開に向け、2%の物価上昇目標が掲げられ、経済3団体に対する報酬引き上げの要請を行いました。しかし、「業績の反映は一時金や賞与の引き上げで行う」という従来姿勢と変わらない財界の対応に対し、社会的な責任を迫る姿勢もなく、基本的には企業任せであり、政府の責任を果たそうとはしていません。一方では、民間の報酬引き上げの必要性を認めながら、地方公務員に対しては、国家公務員に準じた賃金削減の要請を行うなど矛盾した対応をしています。

日本経団連は、今春闘でもベースアップはおろか、定期昇給の「延期・凍結」をも示唆し、更なる賃金抑制の姿勢を変えず、3月13日に出された大手企業の回答では、一時金の「満額回答」にとどまり、ベースアップはなく、社会的な責任を果たしたものとは言えません。

こうした政府や財界・大企業の対応では、デフレ脱却への波及効果がなく、ましてや公務員賃金の削減は、デフレ不況打開にも逆行するものであり、財界・大企業の社会的責任を迫り、解雇規制や均等待遇、最低賃金引き上げなど企業の横暴を規制し、働くルールの確立に向けた法整備による安心して働き続けられる環境整備こそ求められます。

また、都政では、猪瀬都政のもとではじめての予算編成が行われ、同時に「『2020年の東京』へのアクションプログラム」が発表されましたが、都税収入が大幅に増えたにもかかわらず、都民生活に関わる予算は抑制され、投資的経費だけが突出しています。基本的には、大型開発優先、都民や職員に犠牲を強いてきた石原前都政を継承するものであり、住民の福祉の増進という自治体本来の役割を果たす都政運営への抜本的な転換が求められます。

自治労連都庁職は、組合員の生活と権利擁護はもとより、都民生活の向上と地方自治の本旨に基づいた都政運営を強く求めるものです。

貴職におかれまして、地方自治に立脚し、使用者責任を果たす立場から下記の要求に対して誠意ある対応をおこなうよう要請します。

### 記

#### I 賃金引き上げ等に関する要求

- 1 都及び都関連職場に働く常勤職員の基本賃金を、誰でも月額24,000円以上引き上げること。
- 2 労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告を踏みにじる国家公務員の給与削減措置の中止を国に求めるとともに、国に準じた賃金削減を行わないこと。
- 3 一時金は年間6月以上とし、勤勉手当を廃止し、期末手当のみとすること。
- 4 地域手当は、基本給に繰り入れを行うこと。また、扶養手当・住居手当など諸手当を改善すること。

- 5 能力・業績主義にもとづく人事給与制度を抜本的に見直し、労使協議により、公平・公正・納得性のある制度に改善すること。

## II 東京都が雇用している臨時・非常勤等の非正規職員及び、監理団体、契約業者等に雇用されている労働者の処遇改善に関する要求

- 1 東京都が雇用している臨時・非常勤等の非正規職員の賃金・労働条件などすべての処遇について、東京都常勤雇用職員との「均等待遇」を基本として、大幅な引き上げを行うこと。当面、最低でも時間給を1,440円以上・日額11,500円以上・月額233,800円以上とし、時間単価の引き上げ額を100円以上とすること。また、経験年齢に応じて賃金を加算する「経験加算制度」を導入すること。  
さらに、継続して雇用している非正規職員に常勤雇用職員と同等の一時金・退職金を支給すること。また、通勤費の支給を行うこと。
- 2 臨時・非常勤等の非正規職員の「働き続ける権利」を認め、「更新は4回まで」、「契約期間満了」や「事業の委託・縮小」等を理由とした「雇い止め＝解雇」を行わないこと。
- 3 東京都総務局は、労働組合との専務的非常勤職員の労働条件に関する団体交渉に応ずること。
- 4 法に基づき各種社会保険等への加入を促進すること。
- 5 委託業務等公務受託法人・契約業者等が雇用している労働者の賃金・労働条件等に「均等待遇の原則」を実現するために、公契約条例などを制定し、入札制度等の改善を行うと共に、関係法人等に対する指導を強化すること。

## III 高年齢労働者、障害をもつ労働者が働き続けられるための要求

- 1 高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、定年延長を基本に、希望する職員全員の雇用と多様な選択が可能な制度を早急に構築するとともに、最低限、雇用と年金の確実な接続を基本に雇用責任を果たすこと。
- 2 障害をもつ労働者の雇用を促進し、労働時間・休暇制度・通院制度・職場環境等を改善し、障害のない労働者と同等に働き続けられる環境づくりに全力をあげること。

## IV 労働時間・休暇制度等に対する要求

- 1 すべての労働者の年間総実労働時間を1,800時間以内とすること。
- 2 超過勤務縮減にむけて抜本的な対策を行い、必要な人員を配置すること。
- 3 厚生労働省の「賃金不払い残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」を遵守し、不払い残業を起こさないよう労働時間を適正に把握し、必要な予算を措置すること。
- 4 超勤手当の割増率を平日100分の150、休日等100分の200とすること。また、年末年始勤務手当を措置すること。
- 5 恒常的に深夜勤務に従事する労働者の週あたりの労働時間を短縮すること。
- 6 介護休暇・育児時間等、各種休暇制度を職場も本人も安心して行使できるような人員配置を行うこと。

## V 職場民主主義・民主的公務員制度等に関する要求

- 1 「公務員制度改革」については、公務員の諸権利と全体の奉仕者としての地位を保障し地方自治の充実をはかる立場から、労働協約締結権はもちろんのこと、労働基本権の全面的回復をはかるよう政府に要望すること。
- 2 一般職地方公務員の公益法人等への派遣に当たっては、働き続ける権利と労働条件を保障する立場で労使協議を行い、本人同意を尊重すること。
- 3 労働安全衛生法に基づき、安全衛生委員会の定期的開催や産業医による職場巡回活動など充実を図ること。また、新規採用者に対する安全衛生教育を都の新任研修に位置づけること。
- 4 労働組合活動を理由とした行政処分を行わないこと。

## VI 都民本位の自治体行財政確立に関する要求

- 1 『2020年の東京』へのアクションプログラム2013」にもとづく、オリンピック招致を機軸とした大企業奉仕の大規模開発を見直し、福祉・教育をはじめとした都民生活に関わる施策の拡充に都財政の支出を重点化すること。
- 2 都政における「偽装請負・違法派遣」状態を直ちに解消すること。
- 3 公務の民営化、民間委託、職員の削減を行わないこと。特に、独立行政法人化やPFIなどによる医療、福祉などの都民サービスを低下させないこと。
- 4 「道州制」「首都圏州」の導入は行わないよう国に求めること。
- 5 格差と貧困が社会問題となる中で、逆進性の強い消費税引き上げを中止し、国と地方の税源配分の見直しを基本とした地方財政確立を国に求めること。
- 6 ゆきとどいた教育を進めるため、早期に全学年において30人学級の実現を行うこと。都立高校改革推進の「新たな実施計画」を見直し、学校を新設すること。特別支援学校（盲・ろう・養護学校）の一方的な再編を行わないこと。
- 7 市区町村に対する住民生活に直結する補助金の拡充を図ること。また、市町村総合交付金の「経営努力割」は、職員の賃金・労働条件改悪を強要する財政制度であり、地方自治への介入に他ならず、ただちに廃止すること。
- 8 政府がすすめている「子ども子育て関連法（新システム）」の撤回と公的責任を全面的に確保できる保育制度の拡充を国に求めること。また、待機児童をなくし、東京都として公的保育制度を堅持するために必要な措置を講ずること。
- 9 東日本大震災や多発する集中豪雨を踏まえ、東京都における自然災害規模の想定を引き上げるとともに、原子力災害対策も組み入れた防災計画を作成、改定すること。その際に、都民の安全、くらし等の被害を最小限にし、いち早く生活再建、復旧がはかれるようにすること。

## VII 東京の平和と民主主義に関する要求

- 1 世界と日本の平和のために、憲法を生かすことを都政運営の基本にすること。
- 2 東京の「非核平和都市宣言」を早急に行い、平和教育推進・原水爆禁止世界大会への参加・被爆者援護事業等を積極的に推進すること。
- 3 東京にある米軍基地の再編・強化に反対し、全面撤去を政府に求めること。
- 4 「日の丸・君が代」の教育現場への強制をやめ、不当処分を直ちに撤回すること。また、「新しい歴史教科書をつくる会」の教科書採用をやめること。
- 5 「防災訓練」や「国民保護計画」に基づく「大規模テロ災害対処共同訓練」に米軍や自衛隊の参加は止めさせ、都民主体の「訓練」を実施すること。

以 上